令和８年１０月３０日
総務委員会　報告事項その他
契約管財課

「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の一部改正について

１ 改正の背景・目的

近年の物価上昇や労務単価の上昇等に伴い、工事請負契約及び物品買入契約の金額が増加している。

こうした社会経済情勢の変化を踏まえ、議会の議決に付すべき契約等の予定価格の基準額を見直し、適正かつ効率的な契約事務の執行を図る。

２ 改正案

議会の議決に付すべき契約等の予定価格の基準額を現行の2倍に引き上げる。

【区分】工事又は製造の請負　【現行】1億5千万円　【改正案】3億円

【区分】動産の買入れ等　【現行】2千万円　【改正案】4千万円

※土地に係る面積要件（1件 5,000 ㎡以上）など、金額以外の要件は変更しない。

３ 改正による影響及び対応

落札決定後、仮契約を経ずに速やかな事業着手が可能となり、工事期間等が短縮される。また、余裕を持った工期設定が可能となる。

引き続き、関係法令等に基づく適正な契約手続及び契約情報の公表に努める。

４ 今後の予定

令和8年第4回定例会に条例改正案提出

公布の日から施行